

第2回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和6年7月31日（水）
午前9時26分から午前11時10分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・なし
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 田中局長・水元係長・野上・藏富・南崎
- 7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:26	議長	皆さん、おはようございます。ただ今から、第2回日南市農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は13名、全員の出席ということで定足数に達しております。本日の議事録署名委員は、1番の谷元英昭委員、2番の井上友和委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
	事務局	次に、本日の日程につきまして、事務局よりお願いします。 おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。以上でございます。
	議長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。

全委員	異議なし。
議 長	<p>異議がないようですので、原案通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>提案理由の説明の前に、議案の修正がございますので、お願いいたします。</p> <p>総会資料7ページ、議案第4号 農用地利用集積等促進計画、受付番号3番につきまして、中間管理機構から修正依頼がありましたので、利用権の種類「使用貸借権」を「賃借権」に修正をお願いいたします。これに伴い、借賃10a当たりの単価の「0円」を「3,500円」、借賃総額の「0円」を「2,152円」に修正をお願いいたします。それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。</p> <p>まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして農業委員会に対し、申請がありました5件について当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が5件で、受付番号1番は、新規農業経営のため、受付番号2番から5番は、経営規模拡大のためとなっております。</p> <p>次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました3件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が2件で、受付番号1番は、一般個人住宅用地のため、受付番号3番は植林のためとなっております。使用貸借権が1件で、受付番号2番は資材置場用地のためとなっております。</p> <p>次に総会資料3ページ、4ページです。議案第3号、農用地利用集積計画につきまして、市が利用集積計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、1件について審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が1件となっております。</p> <p>次に、総会資料5ページから8ページです。議案第4号、農用地利用集積等促進計画につきまして、市が利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、7件について審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が6件、所有権移転が1件となっております。中間管理事業による所有権移転については、今回が初めての案件となりますが、日南市内で令和6年3月に地域計画が公告されている地区が、飢肥の大字吉野方地区と大字楠原地区、北郷の北河内・大戸野地区の3地区あります。この3地区につきまして</p>

	<p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>全委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>10:10</p> <p>議 長</p> <p>山 本</p>	<p>は、すでに地域計画が公告されている地区でございます、この地区につきましては、市町村の基盤法による所有権移転が廃止されまして、機構の農用地利用集積等計画により行うこととなりますので、提案するものです。</p> <p>次に、総会資料9ページです。議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました1件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番は、耕作放棄地のうち10年以上耕作放棄地され、かつ将来的にも農地として使用することが困難なため、非農地として証明するものがあります。以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>ただ今、説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場は、事務局より説明をお願いします。</p> <p>地区別審査会場の説明をいたします。吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区、南郷地区は、会議室5でお願いいたします。飢肥・酒谷地区、細田・大窪地区、北郷地区につきましては、会議室6でお願いいたします。</p> <p>なお、地区部会におきまして、本年度作成する「農業委員会だより」の編集委員をお一人選出いただきますようお願いいたします。以上です。</p> <p>ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始していただきますが、地区別審査は、10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。それでは、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">地 区 別 審 査 (各会場にて)</p> <p>それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の許可申請について5件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。</p> <p>はい、12番山本です。受付番号1番について説明します。7月26日、地元担当の三賢委員と事務局と私の3名で現地確認しました。譲渡人には、電話で確認しました。申請地は、吉野方です。日南市の水道の浄水場がありますが、その北側20mのところです。譲渡人と譲受人は、祖父と孫の関係です。問題ないと判断しました。以上、ご審議方よろしく申し上げます。</p>
--	--	--

議長	<p>続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。</p>
金丸	<p>4番、金丸です。受付番号2番について説明いたします。7月29日、譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷7区、酒谷キャンプ場から北へ3kmほどのところにあります。譲受人は、申請地でこんにゃく芋を栽培したいとのことでした。規模拡大です。問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。</p>
議長	<p>続きまして、受付番号3番、4番について、担当委員より報告をお願いします。</p>
井上(友)	<p>2番、井上です。受付番号3番、4番は、農地が隣接していますので、同時に説明します。7月25日に平賀委員の協力のもと譲受人と3人で現地確認しました。申請地は、受付番号3番が、東郷のコンビニ裏の水田の1筆と受付番号4番は、東郷インター西側にある水田の1筆です。それぞれの譲渡人には、電話で確認しました。それぞれ市外、県外に住まわれており、管理できないということで、今回の申請になりました。譲受人は、大規模米農家です。規模拡大されたいとのこと。妥当な案件だと思います。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>続きまして受付番号5番について、担当委員より報告願います。</p>
杉本	<p>はい、10番、杉本です。受付番号5番について説明します。7月27日に譲渡人と譲受人に聞き取り調査し、現地確認調査を行いました。申請地は、細田の西寺地区で西寺研修センターから酒谷方面へ300mほど進み、三差路の交差点を右へ曲がりますと300mのところ菓子工房があります。その前になります。譲渡人は、高齢のため少しずつ財産整理をされています。畑で野菜と梨を30本ほど栽培されていて、水田まで手が回らないとのことでした。譲受人は、稲作1.4haを栽培されている、47歳の兼業農家です。酒谷の道の駅でお米を販売されています。申請地は、横並びに11枚の水田があり、譲受人が10枚もっており、譲渡人の田が、その真ん中に1枚あり、譲渡人からの売買の相談があり、今回の申請となったとのことでした。周辺は、稲作水田2枚と叔母夫婦が、花、野菜を道の駅に出されていて、きれいに管理されている状態でした。特に問題なく許可は妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。</p>
全委員	<p>ありません。</p>

10:15	議 長	では、議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号は、原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に議案第2号、農地法第5条の許可申請について、3件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について担当委員より報告をお願いします。
	山 元	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号1番について説明します。調査を7月25日に譲受人立会いのもと行いました。申請地は、吾田地区星倉三丁目で、国道222号線を油津から飢肥に向かい、市道油津星倉線と合流する交差点を右に曲がり、50mほどの住宅地に位置します。申請地の正面と右側は、市道に面しており、奥は住宅、左側は駐車場です。現在、譲受人は賃貸住宅に住んでいますが、子供も大きくなり手狭になったこと、また隣接地に住む両親の面倒を見るために住宅を建設します。申請地は、ブロックで囲われており、土砂の流出の心配はありません。生活排水、汚水は、日南市公共下水道に流します。雨水は、側溝に流します。特段問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。
	議 長	次に受付番号2番については、担当委員から報告願ひます。
	南	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号2番について説明します。7月25日、借受人立会いのもと現地調査をしました。申請地は、下隈谷地区で県道436号を日南方面から南下し、老人福祉施設を過ぎて左折し、400m進んだ左手に板金店があります。すぐそこを左折して、50mくらい行った左側の畑になります。借受人は林業者であり、切り出した杉の木材置き場として許可日から半年間使用したいとのこと。貸人には、電話で確認しました。隣接地も貸人の畑であり、問題ないと判断しました。審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長	次に受付番号3番について担当委員から報告願ひます。
川 添	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号3番について説明します。7月24日、譲受人に電話して立会いを頼んだところ父親が立ち会うとのことで7月28日に現地確認しました。申請地は、鶴戸地区富士で、国道220号線、富士橋を渡り左折して、20分ぐらい行くと伊比井河内との合流地点がありますが、そこから右下の方に作業道路があり、500mぐら	

10:19	川 添	い行ったところから確認しました。1 kmぐらいの間に道路を挟んで10筆点在していますが、最後の1筆は更に200m行ったところの山頂近くにありました。いずれも山林化しており、今回の売買で地目変更されていないとわかり、申請したということです。始末書も添付されていて問題ないと思いますが、ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。
	議 長	はい、ただ今の各担当委員の報告について質疑はございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、ないようでございますから、議案第2号について許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。
	全委員	挙手
	議 長	はい。全員賛成ですので、議案第2号については、原案どおり許可相当とすることに決定をいたしました。
	議 長	次に、議案第3号、農用地利用集積計画における所有権移転について1件の審議をお願いいたします。それでは、受付番号1番について担当委員より報告をお願いいたします。
	井上(友)	2番、井上です。受付番号1番について説明します。この案件は、1月の総会で審議した案件になりますが、譲受人の諸事情により契約が失効したため再審議になります。7月25日に徳井委員の協力のもと譲受人と3人で現地確認をしました。申請地は、北郷の内之田公民館裏側にあるハウス団地の一角です。譲受人は、認定新規就農者で、施設ピーマンを作付けされている若手農家です。規模拡大も視野に入れています。将来が、期待できます。譲渡人にも確認できています。妥当な案件です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長	ただ今、担当委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それではないようですので、議案第3号、農用地利用集積計画における所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いいたします。
	全委員	挙手

10:21	議 長	<p>はい、全員賛成ですので、議案第3号、農用地利用集積計画における所有権移転については原案どおり同意することに決定をしました。</p>
	議 長	<p>次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について6件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について担当委員より報告をお願いいたします。</p>
	杉 本	<p>はい、10番杉本です。受付番号1番について説明いたします。7月26日に借受予定者と現地確認をし、貸付人は、県外在住のため、電話にて聞き取り調査をしました。申請地は、細田東下中地区で、萩之嶺バス停横に消防5部の詰め所があります。そこから東の方向に見ますと野菜と果樹のハウス団地があります。その奥の10枚の水田となります。貸付人の話によりますと県外にいたので農地の管理ができないため、今回の申請となったとのことです。更新であります。特に問題ありません。許可は妥当と判断いたしました。以上です。</p>
	議 長	<p>続きまして、受付番号2番、3番について担当委員より報告願います。</p>
	日 高	<p>細田・大窪地区農地利利用最適化推進委員の日高です。受付番号2番、3番について説明いたします。7月27日、貸付者立会いのもと現地確認と調査を行いました。申請地は、受付番号2番は、細田中学校から東の方向に約200m行ったところの水田地帯の中にあります。受付番号3番ですが、細田中学校のグラウンドから川を挟んで約100mのところにあります。調査結果ですが、2箇所とも何も問題は見当たりませんでした。許可妥当と思いますが、審議方よろしく願います。以上です。</p>
	議 長	<p>続きまして、受付番号4番、5番について担当委員より報告願います。</p>
	谷 元	<p>はい、1番、谷元です。受付番号4番、5番について説明いたします。受付番号4番ですけれども電話にて確認及び現地の確認をいたしました。貸付者は、花き生産農家で規模の縮小、なおお方としては、以前より不耕作、遊休農地であり、耕作の指導をした経過があります。借受予定者の法人は、規模拡大のために中間管理権及び利用権の設定は妥当と判断しました。所在地につきましては、県道日南高岡線の郷之原踏切を通りまして、その先の左の方に木材会社がありますが、その先の方を右折しますと谷之城に向かい、高速道路の橋脚を抜けて谷之城の橋がございしますが、その橋の手前から左の方に農道を行きますと焼酎工場があります。その手前に点在するところにあります。</p> <p>受付番号5番についても電話にて確認及び現地確認を行いました。貸付者は、離農、借受予定者は、生産牛、露地野菜を作付け</p>

谷 元	<p>する担い手農家です。これにつきましても中間管理権、利用権の設定は、妥当であると判断しました。なお、この案件につきましては、以前より借受予定者が、耕作管理していたものの相続等の関係もありましたが、利用権設定等がされていなかったということで貸付者より、仲介の依頼が事務局よりあり、仲介した案件です。双方の協議により今回の申請になった経緯がございます。申請地は、先程申しました谷之城の橋の手前を右折したところです。2件とも特に問題ないと判断いたしましたのでご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号6番について担当委員から報告願います。</p>
高 崎	<p>北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号6番について説明します。申請地は、北郷地区の昼野です。県道日南高岡線から広域農道のバイパスがありますが、その交差点の左側の2枚目と3枚目の2筆です。7月30日に申請人に確認したところでございます。平成10年より離農して会社員となっており、今回賃借権が切れたことから改めて中間管理権を設定するというところでございました。なお、賃借料が0円となっておりますが、調査の結果、2筆で玄米9俵の物納である契約をしたということでございましたので、修正が必要だと考えます。利用権の種類の欄の使用賃借権とあるのを賃借権に、借賃の10aあたりの欄の0円とあるのを案分しますと1.9俵に、所在地の4175-1の借賃総額の欄、0円とあるのを5.5俵に、もう一枚の方を3.5俵に修正する必要があると考えます。調査の結果、妥当であると判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各担当委員から農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
全委員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>では、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、受付番号6番につきましては修正した上で計画に同意をされる方の挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>挙手</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定については、受付番号6番につきましては利用権の種類、使用賃借権とあるのを賃借権に、借賃の10aあたりの欄、0円とあるのを1.9俵に、所在地番4175-1の借賃総額の欄、0円とあるのを5.5俵に、所在地番4176</p>

10:32	議 長	- 1の借賃総額の欄、0円とあるのを3. 5俵に原案を修正したうえで同意することに決定しました。
	議 長	次に農用地利用集積等促進計画、所有権移転について1件の審議をお願いします。それでは、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号7番について説明します。この案件は、以前に譲渡人が農業委員会に譲受人を探してほしいと依頼され、その旨私に話があり、現地調査をして買受予定者を紹介し、各手続等を取りまとめた案件ですので、何ら問題ないと思います。申請地は、飢肥の県道を吉野方の方へ2kmぐらい行くと西ノ村地区があります。その人家が集中しているところの北側に小高い山があり、その裏側になります。申請地は、耕地整備され、道路も広いところです。譲渡人は、県外在住のため売りたいとのこと。買受予定者は、地元で健全な農業経営をされておりますので、問題ないと判断しました。以上です。
	議 長	はい、ただ今担当委員から報告がありました。今回、中間管理機構による初めての所有権移転ということで質疑は、何かございませんでしょうか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について計画に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転は、原案どおり同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第5号、非農地証明願について1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号1番について説明いたします。7月28日に願出人と現地確認しました。申請地は、先程5条案件で説明した作業道を下って、約450m行ったところから左斜めの山頂方向に山林が切れ、雑木に覆われたところの一角でした。これを復元するのは難しいと判断しました。該当事項の4に該当すると思いますが、ご審議方よろしく願いいたします。

	議長	ただ今の担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議長	それでは、ないようですので、議案6号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議長	全員賛成ですので、議案第6号非農地証明の交付は原案どおり承認することに決定しました。
10:35	事務局	その他に移ります。事務局説明をお願いします。
		《報告事項》
11:10		以上で総会の全てを終了します。

第2回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

平賀 祐史 

署名委員

谷 礼 晃 昭 

井上 友和 